[illegible]

右十件 [illegible]

若彫[illegible]

辰八月六日

安積[illegible]

光圀卿校刊

同家[illegible]

今[illegible]

[illegible]

[illegible]

いかんとなれは其家の者先祖の積善によりて君恩の深き故の至り
としるへし其質の所有にして君より過分の給与を有つを朝
夕わすれす人は其身の分に順ひの政を大事にする事もいはす
治めぬ者は君に仕へ主人を違ふる事なく其身にて千月國政を後
臣下は民の分を守りて小事も大切にあつかひ自らの恩を恵む
されは其達者の所謂侍の作法を知り其後の事に至りてはやく
其恩をわすれす是に背くは人に許し一分として今のことく其質
其身を辱むる家を持たす神明の恩を弁へ其時の分に従ひの
親を敬ひ兄を尊ひ其時の事に懲り其身をまもる事を弁へ
一生の身分にて大事の事を守るは一日も一生の決心を顕すの

至極の分にて是を今の所の思ひを果たし君に仕へ申すへし
心を尽して其人の分に勤めて其身を使ひ其身をたてるへし
君には機嫌をとる事諂として卑しき事をなさぬはよき家来
又は経済の継目の大切な事を振廻す自然の振舞の女共に
心得へき奥の事に驕りの不正直の義に慈悲ありて文知に
謀るな用心あるへき事共賞罰を速に施し人に
近付くる事ゆへ文武ともに武の道を事として家臣を改め
また憐愍を専にして其事を知り金銀を洗ひ
其仕事を好みて人の好みを取り自分に取る事あり
此身をよく[illegible]対面の時も大事なる事[illegible]

一

元亨中の士林撰年譜学問と別に書を作る
こと人に過ぐ好て朋友を求め学問
行ふ也いまだ一日も怠らず
けの学問代々学問仕り中の者
もなく学問人の中と成り書籍を取扱ひ文を
書て人に行ふこと助をなす
和漢文藝も有しかども殊に仁義
の道を説く実に日本の儒者
の始なり 今世の人の
学問の法に勤の者の
学問を
学問
学問

西銘の注なとを添へし 如此ノ工夫を廿人にてもあれハ小学也
書近思録の類を熟読いたし 餘力あらは 五経なとをもよみ 尤も
經書等一字一句も今日の上に引請て 多く行ひの為にいたし
此こそ実の学問とては勝る半以上の人 精力もなく 以へきも
小学近思録四書并ニ 仮名に解たる書 假字小身にて定
十より八十九十ハ大学 老嘉 読ものにもあらす 大学の論語もまた
又ハ大学一冊にても 自身ニ熟読いたし 其外ハ人物 何れもよく
学ひても同じ事にて 学問ハ必しも文字の上にのみ有るにあらす
なし 一日幾度も存し 此条をも 相守りて 忠孝を専要
と致し 日本 存寄 無之 学ふへき人ハ道もあるへき ことなり

まなふへきハ 志し有者 勤学いたし 候事なり

一 若父母ニ孝順を尽し 兄弟ニ友愛し 親戚 遠郷
にも心を用ひ 道にあるへき中 信 学ハ身を修 本
として 知 隣 家 に 信 其 にて 所以 此 學 肝要し
たるへし 知識も まて 有 學問 にて 事 こそ 肝要の
書 此 全体 に 學ふ 口 言 を 修 に ならへき

一 家中の 士 を 不 解 節 儀 を 守 以 一 言 行 も 士の道 まもる
不 論 義 何 中 な ら 其 中 儀 の 中 ハ 其 一 以 身 に
耕 を 不 怠 修 り て 師 弟 の 法 見 孔 子 の 上 ニ 不 備
て 先 後 に 己 を 修 め て 人の 患 難 を 為 救 事 の 為 して 尽 す し

かりそめにも主将の御ためには如何様の難儀なりともおそれ
をとらす首をも刎らるゝとも此場をは一足も
不引事を義理と定めて一命を軽んする事如此成人にてあれは
温和なるとても物の気を制する勝れたる節義の士といふへし平日
知識なりとも見を送る事は唯識也古人の心は中々難き事なり
ゆへなりや

一 士は右の節義を守る人にて自信あるに於ては世話をやかすとも
言行振舞調法にして物を心得しゆへ古の底まても許容せす
不審なる事も自然に士たる人は自信ある事なし難事もせす世話なく
言行振舞定まる己の分を知る事を恥とする自信以て自信成事を

知る事ありとも見申しすへき事ハ我ならぬ事をそむかぬ其内剋く
老部に弟子辞して市俗に能人をも能人と言ふへし又右を知事
うそをつく事は国人の事を思ひ一家の主人にも自身顔色の人を知ら
一 諸の人はすべて何か事の四つの道によつて出来る所の法は何も心を知る
然ハ己の役所の職を得て其の事を有難く思ふ心也己の分限を
利なるの肉ハ身をうつくしき精を出してこの心を思ふ人ハ利を申す
人間のなすへきハ見る所のつとめ大事にて人は其の一儀を守り理義を守る事也
知る所の大事なる必ず可得の理を身の分を信実のことをまもる
なすへきの事をも一命を惜まず仕申し候用にて中にも此様の物をしらは
其上家人も此世の人は是非の大事にして兵法の端を知る事の源にそ

立身の事ハ功業 而後又無法律人ととるへしやうに
生質ハ柔弱にして其気も弱く行跡而好みに一命をおしむハ
將又酒宴遊興を好みて以之為日を送る事多くして此ハ
又是ニ生る人物を好む事をも前の話人ニハ勝劣も是を
其身を顧みず中ニ居ても此等の人々能く思ひ
まことに見苦敷候也

一 官位の事別而謙譲を専として昔文王ハ鰥寡を惜ミ
ことに御偏しく二十有余ニ及ぶの二
身を修メ徳を以て治る人を如此
以下の者ハ我の儀を者を行ふ

以下川の事并に其後の
剣ハ武を其
助ケしめ人を中将三郎
人ハ上臈人下臈へ行経信利遠也
其武代も多く上臈へ上り中年一向二行も辞
退するものに忠義此等ハ人を
まけ人ハ此事を
いか様ハ為人を振舞て少者を
其ハ大切なる者ニ法事男也
此様ハ別而家老頭分の者其外家中歴々の者

一

[illegible]

一

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

ねく訛なる振舞の様ニて又人分別ちらしき天下の為筋可之公用の
外ニ自分ニ無しハ不得ニ可見示されき孔門の学者にて其儀形成
るへきにて子游の如き成也ハ底本禄も天下の光明にて候
賢者も有様に志のさまかも弦の後も行を秀して無限也
しかるは其れて其偏後を讀せる此両ニ出てハ大なる威儀なる
然るに古来儒者ハ前有後ニ而其之の者ハ子游を陵とハ以て
一 諸士ハ職業にも出ニ可有にも手はる前有其ニ為る者
の道へ去問事をハ負ハりる所の礼をもて可立前有其前にする
者也一尊下の追従を好むる如き行事ハ行く是前後なる
し親をも者ニ自己の志ハ至とて其代して人を擱ハ恭くし

一 親類の様なく其是の事毎の儀も其人共敷きを宮ハハ家老
取ちなる者の役儀もてて候ハ其條の事ニ其儀をも書へきもの
家一人か役の行形を成ハ見者可遂行候る能く可然私のハ
一 当代の家老を召出れハ名才ハ實を成り礼儀を不正之次
事にも可申付也ち家ニ心を以てすて文ハ人分の修好を心の幽玄も
群なる或ハ小童三年孫庭よりしもなしを得る者を申付けず
一同に上も古人の法を示し備ニ五郎の家令にて古文なり
に依る經理を記し法一の異ニ中にも上古代ハ人々多く古書の
穿鑿義理の物語をも知りる上を引きける輝をいたすし
ことを前を是てもて御ニしても知去る事かるあらう解て行る

国立公文書館
National Archives of Japan

一

一

ニ候ハ

一 父母妻子は人者死去之節 葬送の礼法古の聖人定め置かれしを
以て今更[illegible]難及所ハ追て定め置き 先年内意伺候て
相済候火葬停止致候 甚先々相済候 死去ニて一統を
土葬ニ可致事ニ候 然る上ハ[illegible]分限ニ応し[illegible]

一 父母は人者親類ニ限り 死去喪服の月数ハ聖人の所定ニて父母ハ
三年と[illegible]其身親類ニても 其[illegible]分限ニ応し
其一年之間[illegible]喪服[illegible]
難成所[illegible]喪服[illegible]
喪も古法の如く相勤[illegible]

父母ニ於てハ其身親類ニも[illegible]相勤[illegible]
[illegible]喪[illegible]
のみならず[illegible]泣悲[illegible]酒[illegible]
[illegible]諸事[illegible]父母の喪を一代の
大事と[illegible]悲[illegible]骨肉[illegible]親[illegible]我
身の出生[illegible]父母を[illegible]大切[illegible]継
継の間より膝の上[illegible]成長の後[illegible]望
[illegible]恩 泰山より[illegible]深海[illegible]
深く[illegible]此恩を報[illegible]父母死[illegible]十分と[illegible]
流年[illegible]只一生の[illegible]孝行[illegible]

若き年月をむなしくおくりなば、やがて年よりてあはれなるに
当代の風俗を[illegible]急備の前をさし出して礼をたゞして
最早父母の手を打はなれて千年万年の振返りても[illegible]の年[illegible]さへ
けなりとも志あらば人に年月をかさねて打衰備の思ひを出し
あけくれたのしむ者は却て悲しみを[illegible]身の後の弱きを
武士の法は非凡世俗の中にありて識のなき前途に新たなる法をまもれ
しるした風俗に拙劣なる修理の[illegible]は今友達抔の内に在るを
志深き者あるべし夫より父母の恩をはかり何[illegible]
へ髪黒けれども老の期[illegible]況父母の
抔の静思を起し[illegible]父母の情深く[illegible]

詮議に及ばず危難を受けて情け深く[illegible]の志
恩を知らば悔改して行ひを改め[illegible]人に変らぬ
武士の実堅固なる事は文武の道[illegible]
親[illegible]討世子の討[illegible]武
士法に非ず[illegible]衰
[illegible]一天の恩人情[illegible]
しく武士の法[illegible]一向[illegible]
[illegible]知らず一[illegible]一旦相続
[illegible]親の[illegible]
其外親族[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

一

一

一

一

可なり

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 農ハ耕作の職を持事なれハ 御農耕作を勤て五穀
を出し 工ハ家宅を建 陶冶をなして 器物を作り 商ハ賣
買をいたし 有無を通して 此三民ハ天下の用をなす者也
其理ハ中 一つとして其の職を守るへき中ニも 此職分の第一
ハ [illegible] 其ハ [illegible] 四民 の [illegible] 第一にて [illegible]
扨 [illegible] 人を定め [illegible] て [illegible] の [illegible] 此職分の第一天
下 [illegible] 人 [illegible] の [illegible] 又 [illegible] 様 [illegible]
あ [illegible] 其 [illegible] 子 [illegible] 文 [illegible] 美 [illegible]
天下 [illegible] 大 [illegible] 士 [illegible] 職 [illegible]
安 [illegible] 民の [illegible] 平 [illegible] 百姓

町人を [illegible] は [illegible] 四民と [illegible]
士の職を [illegible] 代 [illegible]
利欲 [illegible] 人 今 [illegible] 町人 [illegible] 振 [illegible]
[illegible] 職 [illegible] 道 [illegible]
[illegible] 利 [illegible] 商賣 [illegible]
[illegible] 論 [illegible] 文 [illegible] 大根 [illegible]
[illegible] 人 [illegible] 民 [illegible]
[illegible] 振 [illegible] 人 [illegible] 利欲 [illegible]
[illegible] 職の [illegible] 民 [illegible] 利 [illegible] 皇 [illegible]
[illegible] 一 [illegible] 職 [illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

よろしき筆の跡を見ん　君子小人王覇治乱の　さかひをも
しらぬ迄へは千里万里も城よりもうちなる荘園の
先賢の書を能読みて　いにしへを前にあふ事しかなしと
此は我年よりも後に来て今後を推して今はいまの人の法度を定むる事に
かくしてかの人に学ふべき也　省略ハ
民草の様にも　世評前書ニ云る書ハ寛政八年ノ八月
白川侯 杉本氏 信朝臣 家中へ示されたる 杉書のうち 営門ハ條令を
全同しかも一二ヶ条の二ヶ条あしき十年間二ヶ條を減じ候
こ此の侯輔佐の　名命を止めらる事を　書つけ
これハ定文ハ　侯の書に示されたるかんとハ今ノ営門の條令を

借用ひかさねなんとならは　我か家は水戸藤士乃家蔵
をなへ書写して示したれハ営門の郡令なりとハ知れ
同　頭内　寺社奉行郷ノ令
其寺院のあまりにも在る事は　速やかに示す事にこそ
自然にして大略大理及異端邪説を同法に申来る有り
世間に僧侶に仏学僧ハ異端邪説を与へ申し小寺を専ら
多数の僧侶に法を守らしめ僧侶を仏法に従はしめ民を安する國の
費をそれ其の仏法を論すべきは小寺も今の僧に過分
殿の様郷に御申ある也　仏法は僧を今時にして民の減却の事
謂なくして本末を能く先ず存して寺社郷にて寺院をもて寺々